青少年健全育成条例の点検・検証について（１）

未定稿

資料２－１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 条文 | 条例の目的（目指すもの） | 取組み内容 | 取組み実績 | 事務局からの論点 | 備考 |
| ＜第28条＞携帯電話事業者への規制(フィルタリング説明等)　＜第29条＞携帯店舗への勧告・公表 | ・青少年が使用する携帯電話において、フィルタリングサービスを利用するよう、携帯電話事業者及び保護者に対して努力義務を定め、社会全体で青少年をインターネット上の有害情報から保護する。・実効性を確保するため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、違反していると認められる場合に勧告及び公表する。 | ■携帯電話４社にフィルタリングの徹底を要請H25.7.10　青少年のスマホ使用におけるフィルタリング利用の徹底について、保護者に周知するよう携帯４社に対し、知事と警察本部長の連名で要請■要請後の携帯電話販売店舗への立入調査■要請内容の適切な実施について口頭で再度要請（H25.12.、H26.7、H27.5）　要請の履行状態について不十分な面も確認されたため、携帯３社を集めた意見交換会で、店長研修等を通して要請事項の徹底について再度要請。今後も継続して実施予定。 | ■府民への条例周知フィルタリング啓発チラシ・ティッシュの配布○H26年度…約15万部○H27年度…約15万部■携帯事業者との意見交換会○Ｈ25.12.16○Ｈ27.5.26■要請後の携帯電話販売店舗への立入調査○H25年度…80店舗調査。うち、74　　　　　店舗で要請内容が実施されており、１店舗は条例違反○H26年度…100店舗調査。うち１店舗は条例違反○H27年度…11月に100店舗調査中 | ■規制対象について■説明内容について■フィルタリングの効果について■規制手法について■勧告、公表の実効性について■他の規制手法について | 　 |
| ＜第30条＞携帯事業者への必要な調査 | ・実効性を確保するため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の取組状況を必要に応じて確認する。 | ■要請内容の成果測定として店頭でのフィルタリング利用状況調査を実施（H28.1予定）　府内全ての店頭での連続した７日間の契約状況のうち、青少年利用の数とそのうちのフィルタリングを利用する件数についてアンケート調査を実施予定 | ■フィルタリング利用率○Ｈ24年度…41.7％　その後、アンケート調査の回答の正確性が担保されていないため、中止していたが、今年度から事業者の協力により再開する。 | ■立入調査の範囲について■調査の手法について | 　 |
| ＜第31条＞ネット利用に関する教育及び啓発活動の推進 | ・青少年を携帯電話やパソコン等のインターネット上の有害情報による被害者・加害者にしない。 | ■「大阪の子どもを守るネット対策事業」の実施H26.5.1～（文科省委託事業）　　　有識者・教委・警察・携帯会社・PTA等の関係機関による実行委員会を設置し、青少年が適切にインターネットを利用できるようフィルタリングの更なる普及促進と青少年のネット・リテラシー向上に向けて、４つの取組みを展開。　①OSAKAスマホサミットの開催　②スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修の実施　③携帯電話ショップにおけるフィルタリング啓発ポスターの掲出とチラシの配布　④「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」の作成・配付 | ■「スマホ・ＳＮＳに潜む危険」動画を5,000枚作成し、青少年・保護者に注意喚起。また府内の幼・保・小・中・高に配布■「大阪の子どもを守るネット対策事業」の実施H26.5.1～（文科省委託事業）　①OSAKAスマホサミットの開催　　　H26年度…6団体　240人参加　②スマホ・SNSのトラブルから子どもを守る指導者研修の実施　　　H26年度…20団体　1,220人受講　③携帯電話ショップにおけるフィルタリング啓発ポスターの掲出とチラシの配布　　　H26年度…762店舗、チラシ15万枚　④「事業報告兼ネットトラブル回避プログラム」の作成・配付　　　　　　 　H26年度…3,000部作成し、府内すべての小中高、支援学校に配布 | ■教育、啓発の内容について■教育、啓発の対象について■事業者の協力について■他の機関との連携について | 　 |